

平成29年度 国立大学法人滋賀大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学生の実践的な課題解決能力を高めるため、教育学部における教育参加科目や、経済学部における就業力育成事業の中のプロジェクト科目等、これまでの取組の成果を検証するとともに、反転授業やPBL（課題解決型学習）などの教育方法を授業の中で一層活用し、アクティブ・ラーニングを質・量ともに充実させる。特に、教育学部の学生に対しては、小中学校等の教育現場でアクティブ・ラーニングを指導できる力を向上させる。また、経済学部の学生に対しては、グローバル化する社会におけるビジネス・地域リーダーとして必要とされる課題発見力及び企画力を育成する。

- ・【1-1】平成29年4月設置のデータサイエンス学部におけるデータ駆動型PBL演習科目のほか、全学的連携によってアクティブ・ラーニングを充実させる。また、教育参加科目やプロジェクト科目等のこれまでの取組の成果と課題について検証し、各学部の学生に求められる能力を獲得できるように、アクティブ・ラーニングの実施方法・内容等についての検討を行う。

【2】イノベーティブな創造力を有した人材を養成するため、カリキュラムを改善するとともに、ナンバリングの導入、カリキュラムマップやシラバスの利用により教育内容をより明示的に示し、学生の主体的な学習を促進する。また、滋賀大学学習管理システム（SULMS）上で講義資料や講義映像を提供する科目数を第3期中期目標期間中に1.5倍に増やすなどの方法により、学生の授業外学習時間を増加させる。

- ・【2-1】学生の主体的な学習を促進するため、ナンバリングの導入に向けた全学的な方針に基づき、各学部においてナンバリングの整備を進めるとともに、カリキュラムマップやシラバスの改善について検討する。
- ・【2-2】教員に対する滋賀大学学習管理システム（SULMS）の操作説明会の開催や操作マニュアルの配布等により、同システムを活用した講義資料や講義映像等を提供する授業科目数を平成28年度より増加させる。また、学生の授業外学習時間の把握を行い、授業外学習時間を増加させるための方策を検討する。
- ・【2-3】経済分野とデータサイエンス分野の専門性と問題解決基礎力を有する人材を養成する発展的学習プログラム「政策－ビジネス革新創出人材プログラム」希望学生の選抜基準を策定する。

【3】ビッグデータ時代の到来を受け、データ解析に基づき価値創造する能力を身に付けた人材の養成が求められている。そのために、わが国初のデータサイエンス学部を新設し、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを構築・推進するとともに、全学の学生に対しても、データ活用の知識を向上させる。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップを毎年開催し、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1】データサイエンス学部では、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを提供するとともに、データ活用に関する全学共通教養科目も提供する。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップを開催し、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。

【4】大学院において、高度専門職業人の養成を進めるために、地域や社会の課題解決をめざす実践型の教育を拡充させるとともに、教職大学院の設置、経済学部の学部大学院5年一貫教育や多様なディグリー制度の整備・改善など、時代の要請に応えた教育課程の改革を行う。

- ・【4-1】教育学研究科に「高度教職実践専攻（教職大学院）」を設置し、高度な授業実践力や教育課題解決力を育成する実践型科目を開講する。また、既設の修士課程において、実践型の科目を導入する。
- ・【4-2】経済学研究科博士前期課程において、現代の社会的要請に対応し、実践的応用力に秀でた高度専門職業人能力の養成をめざすプロフェッショナルコースに新たな履修モデルとして「データサイエンスモデル」を設ける。また、経済学部の学部・大学院5年一貫教育やダブル・ディグリー制度を推進する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】教養教育については、特定主題分野を設け、近江、環境など学生の地域に対する歴史的・自然的認識を深めるための科目を開講してきた。第3期中期目標期間中には、教養教育の見直しを行うとともに、環境、地域理解・デザイン、データ活用に関する教育の実施体制の整備を行う。

- ・【5-1】教育・学生支援機構の設置により、全学教養教育の実施体制について検討を行うとともに、社会のニーズに対応した教養教育となるよう、特定主題分野の領域及び科目の見直しを継続的に進める。

【6】インターンシップやPBL型のプロジェクト科目の内容を充実させ、アクティブ・ラーニングを進めるために、教育実習支援室・就業力育成支援室の整備やアクティブ・ラーニング支援の教員配置など、実践型教育を推進する体制を構築する。また、授業アンケート調査の内容について見直し、授業改善に有効に活用するとともに、適時卒業生やそのほかのステークホルダーを対象とするアンケート調査を実施し、その結果をFD（ファカルティ・ディベロップメント）に活用する。

- ・【6-1】教育・学生支援機構の下で、学習教育支援室や就業力育成支援室における支援のあり方を見直す。また、学校インターンシップや教育実習支援等の成果と課題について分析する。さらに、データサイエンス学部におけるデータ駆動型PBL演習科目の充実のため、企業との連携を深める。
- ・【6-2】学生による授業評価アンケート調査について、調査内容の見直しや調査結果の授業改善への活用を広げる方策を検討する。また、平成30年度に実施する卒業生・修了生に対するアンケート調査の準備を行う。さらに、教育実践優秀賞の取組の成果を全学にフィードバックし、授業改善に活かしていく。

【7】教育学部創造学習センターや経済学部学習教育支援室における学生の主体的な学習を一層支援するため、学生用情報関連設備や使用方法の改善、グループ学習室の整備等、教育環境の改善・充実を進める。

- ・【7-1】全学に整備したキャンパス広域無線LANを活用した「スマート・ラーニング・コモンズ」（いつでもどこでも学習できる環境）を学生に周知し、その利用を促進する。

【8】学生の主体的な学習に対する附属図書館の教育支援機能を強化するため、施設の部分改修、学習用設備の充実、並びに各学部や情報処理センターと連携して既存施設の活用を進めるとともに、教育学部分館においては、学習スペースや書架・展示等の空間につき、維持管理可能な範囲での拡充計画を準備する。同時に、附属図書館の運営をより開かれたものとするため、学生と学部長等との懇談会や自己点検評価報告会での学生や本学支援者からの意見を参考にし、大学と利用者が共に創り支える学習環境としての特性を強化する。

- ・【8-1】附属図書館及び教育学部分館の学習スペースについて、学生等からの意見を基に必要な改善を行い、学生の主体的な学習を支援する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学生の幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促進するため、クラブ・サークルの同窓会の協力を得て課外活動を支援するとともに、本学の学生が地域と連携して実施する学生自主企画プロジェクトの支援をさらに進める。

- ・【9-1】 クラブ・サークルの同窓会との連携を図り、学生の課外活動への支援を充実させる。
- ・【9-2】 教育・学生支援機構の下、学生自主企画プロジェクト活性化のための多様な方策を検討する。

【10】 3年ごとに実施している学生生活実態調査や直接の意見交換により学生の要望を把握し、必要な改善等を行う。また、心身の悩みをはじめ、様々な課題を持つ学生が増加しているなかで、障がい学生支援室の運営状況やカウンセリングの利用状況を検証し必要に応じてカウンセラーや相談員の配置等を見直すとともに、情報提供の方法を工夫することにより学生生活に困難を抱える学生が相談しやすい環境を整えるなど、学生相談体制の整備を進める。

- ・【10-1】 平成 28 年度に実施した学生生活実態調査や学生との意見交換を通じて把握した課題や要望に対して、必要な改善策を検討し、順次実施する。
- ・【10-2】 障がい学生支援室の運営状況やカウンセリングの利用状況の検証結果に基づき、同室と各学部及び保健管理センターが連携し、学生生活に困難を抱える学生に対する支援を充実させる。

【11】 学生の学習機会を保証するため、学生の経済的状況を的確に把握し、本学独自の支援制度「つづけるくん」の見直しを行うなど、経済的支援策を実施する。

- ・【11-1】 経済的支援策の見直しを継続的に検討するとともに、同窓会と連携し、給付型奨学金の拡大を図る。

【12】 学生のキャリア支援を充実させるために、インターンシップに関する情報提供・助言・事前指導の体制を整備し、学生が地域の産業に目を向ける機会を増やすとともに、グローバルな場での活躍を志向する学生の海外体験の機会を拡充させる。また、就職状況の変化に対応するために、就職相談窓口の体制の見直しや、就職支援に関するプログラムの改善を行う。

- ・【12-1】 教育・学生支援機構の下、地域志向型、グローバル活躍型等、社会と学生の多様なニーズに対応したキャリア育成支援プログラムの充実を進める。教育学部においては、学生に教員養成学部としての進路を意識させるために、教育や指導を充実させる具体的な取り組みを試みる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【13】 アドミッション・ポリシーを平成 30 年度までに見直す。学部個別入学者選抜は、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を念頭に置きつつ、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等、多様な能力を適切な方法で評価する制度とし、学部教育組織の再編に合わせて可能なものから段階的に実施する。

- ・【13-1】アドミッション・ポリシーの見直し作業を行うとともに、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を念頭に、個別入学者選抜方法の改善について検討する。また、データサイエンス学部において、AO入試による入学定員を10名増加させ、新たなAO入試選抜方法を導入する。

【14】アドミッション・オフィスを設置し、AO入試等の支援、広報活動を強化するとともに、入学者追跡調査等によって選抜方法の検証・改善等、入学者選抜実施体制を充実させる。また、これまで実施してきた教職探究フォーラムなどの高大連携事業を、アドミッション・ポリシーの見直しに対応する高大接続の観点から改善する。

- ・【14-1】高大接続・入試センターが各学部と協力し、問題解決力や主体性などの多様な能力に重点をおいた高大連携・高大接続事業の推進と拡充・改善を行うとともに、それらを活かした新たな入学者選抜制度の企画や準備を進める。また入学者のポートフォリオ（入試、入学後の履修・活動、就職先等のデータ）の分析を行い、入学者選抜方法の有効性を検証する。オープンキャンパスや本学ホームページ等で、効果的な入試広報活動を推進する。

【15】大学院教育組織の再編に合わせて、多様なバックグラウンドを持つ人材を多面的・総合的に評価・判定して受け入れる制度を導入する。

- ・【15-1】教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）において、アドミッション・ポリシーと入試制度・選抜方法との整合性について検討する。また、経済学研究科では、平成28年度に実施した社会人ニーズアンケート調査の結果を踏まえ、社会人が求める教育プログラムを検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【16】データサイエンス領域の教育研究を進め、国内外の10以上の大学・政府機関・自治体・企業等と協力して教育プログラムの開発及び多面的な共同研究を実施し、世界で競える教育研究拠点を形成する。また、本学の特色ある研究領域である環境、リスクに関する研究を継続して実施するとともに、データサイエンス、環境、リスク等の研究者が協働して分野融合的な研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【16-1】データサイエンス教育研究センターにおいて、大学・企業・団体等と協力して教育プログラムの開発及び多面的な共同研究を実施する。
- ・【16-2】本学の特色ある研究領域である環境・リスク・データサイエンスに関する研究を重点的に実施するとともに、これらの領域間の連携による分野融合的な新たな共同研究を推進する。

【17】国際学術専門誌への掲載論文数を 20%増加させるとともに、国際共同研究を積極的に推進し、国際シンポジウムを年 2 回以上開催する。

- ・【17-1】研究推進機構において、本学研究者の国際学術専門誌への論文掲載状況を把握し、国際学術専門誌への投稿を促進・支援するための方策を検討する。
- ・【17-2】研究推進機構において、国際共同研究の推進及び国際シンポジウムの開催を支援し、全学として国際シンポジウムを年 2 回以上開催する。

【18】地域の直面する課題や、グローバル化する社会の中で新たに発生する課題解決に貢献するために、国内外の大学、自治体や教育機関等との共同研究を推進する。特に、近江の地域史資料や近江商人に関する資料の収集と調査・研究を行う。また、大学の研究活動を通して得られた成果を、シンポジウムやワークショップ等多様な形態で公表し、地域に還元する。

- ・【18-1】地域等が直面する課題解決のために、大学、企業、地域との共同研究や交流、県・市町教育委員会や地域の学校等との連携による共同研究を推進する。また、研究活動を通して得られた成果について、シンポジウム、講演会、公開研究会やワークショップの開催、学術情報リポジトリでの公開等の多様な形態により公表する。
- ・【18-2】県内の研究・教育機関と連携して、近江の地域史及び近江商人・近江系企業に関する史資料の収集や共同研究・調査を推進する。また、その成果を経済学部附属史料館の企画展や講演会の開催、研究紀要への掲載を通じて、広く地域に還元する。さらに、史料目録のウェブ上での公開作業に着手する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】特色ある研究を推進するため、研究助成制度、招聘教授制度、クロスアポイントメント制度等の運用状況を点検して改善し、有効に活用する。また、科研費申請の準備に関する学内スケジュールの見直しやセミナーの開催、申請書作成に関するアドバイザー制度の導入など、科研費採択率向上のための学内支援体制を改善する。

- ・【19-1】特別招聘教員制度やクロスアポイントメント制度等を効果的に活用し、データサイエンス研究等を推進する。また、研究推進機構において、外部資金を獲得するための課題やニーズを把握・検証し、研究者への効果的な支援を行う。

【20】平成 28 年度にデータサイエンス教育研究センターを全学センターとして設置し、MOOC（大規模公開オンライン講座）による教育サービスの提供、データ駆動型 PBL 演習教材の開発・提供、オープンデータの拠点構築、他大学等との価値創造プロジェクト研究事業等を推進する。また、データサイエンス教育研究センターの設置を契機に学部・大学院と全学研究センターとの研究面での連携を強化するため、全学研究センターのあり方を見直し、研究環境の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【20-1】データサイエンス教育研究センターにおいて、県内外の大学等との連携の下、データ駆動型PBL教材開発やデータを活用した価値創造プロジェクト研究等を推進する。また、MOOCによる教育サービスの提供を開始する。
- ・【20-2】研究推進機構において、学部・大学院と全学研究センターとの研究面での連携を強化するための方策を検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【21】地域における知の拠点をめざし、学部及び全学研究センター等が様々な方法で実施する、地域の課題解決や地域を支える人材育成等の地域・社会貢献活動の取組が一層効果的となるよう、全学レベルで体系化するとともに重点的に支援する事業を強化する。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや彦根三大学による連携事業を一層推進する等、地域の他大学や自治体等との連携をさらに深める。

- ・【21-1】これまでの全学の地域・社会貢献活動の取り組み状況について調査・分析し、活動の体系化や重点支援、広報体制の確立のための改善策等を検討する。また、さまざまな地域の課題解決や人材育成のための取組を強化する。

【22】公開講座及び公開授業等について、受講者が新たな知識に触れ、満足する内容となるよう、アンケート調査等により検証を経た上で、改善を推進する。また、近江の自然、歴史、文化等に関わる研究成果について、地域の他大学や出版社等と協働して出版企画・編集を行い、特色ある学術書を出版する。

- ・【22-1】公開講座等について、ホームページ上から地域住民の意見を聴取できるようにするとともに、受講者アンケートの意見を改善等に反映させる。また、地元自治体の広報誌等への働きかけを積極的に行う。さらに、公開講座等と学部・センターが行うシンポジウム・セミナー等との連携の方策について検討する。加えて、おうみ学術出版会の出版事業を本学が主軸となり引き続き計画的に推進する。

【23】地域の知の拠点をめざすには、地域の歴史や文化への洞察が学内外において広く共有されることが重要である。そのため、県立図書館の拡充整備以前より地域の史資料の調査・研究・整理保管・展示等の機能を自ら担ってきた本学の附属図書館・史料館・経済経営研究所が蔵する史資料を活用した地域貢献を一層推進する必要がある。それに応えるため、県内外の図書館・博物館等と連携して地域の歴史や文化に関する広領域的な共同研究を推進する。

- ・【23-1】附属図書館、経済学部附属史料館及び経済経営研究所が所蔵する地域関連史資料を活用して、県内外の図書館、博物館や他大学の史資料所蔵機関等と連携し、地域の歴史や文化に関する広領域共同研究を推進する。また、附属史料館における地域の歴史研究をめぐるネットワークと拠点形成について計画する。

【24】地域を支える社会人の育成に向けて、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールなど、地域社会からの評価の高い社会人学び直しプログラムを検証しつつ実施し、これらのプログラムの受講生を毎年 60 人以上確保する。さらに、既修者グループとの交流を深めつつ、これらのプログラムと大学院教育との連携を進める。

- ・【24-1】公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールなどの社会人学び直しプログラムの内容等を充実させるとともに、受講生を 60 人以上確保する。また、これらのプログラムと大学院との連携の可能性について考える。

【25】地域の教育課題に対応できる力を向上させるために、実践的なカリキュラムをさらに充実させるとともに、国立大学の教員養成学部である特色を生かし、小中連携、幼小連携や学力問題など我が国の直面する教育課題に取り組むことのできる人材を養成する。また、学校現場で指導経験のある大学教員の比率を、第 3 期中期目標期間中に 30%まで高める。こうした取組により第 3 期中期目標期間中の教員就職率について 80%を維持するとともに、滋賀県の小学校教員採用数における本学の占有率を 35%まで向上させる。また、平成 29 年度に教職大学院を設置し、地域の教育のリーダーとなる人材を養成するとともに、修了者の教員就職率 90%を確保する。

- ・【25-1】地域の教育現場が直面する小中連携等の教育課題解決に取り組むことのできる人材を養成するため、教員免許法の改正を踏まえつつ実践的な教員養成カリキュラムの充実・改善策を検討する。
- ・【25-2】滋賀県教育委員会からの教員派遣等による人材交流を進め、学生の実践的指導力を育成・強化する。また、教育学部において学校現場で指導経験のある教員の比率向上に引き続き取り組む。
- ・【25-3】教員就職率や県内小学校教員採用数に占める本学卒業生の比率を高めるため、学生の希望進路に関する動向を把握し、より効果的な教員就職支援を実施する。

【26】平成 27 年度に滋賀県教育委員会と共同で設置した地域教育連携推進会議における協議などを通して地域の教育課題を明らかにし、大学と教育委員会、公立の小中学校などが協力して学力問題等の課題解決に向けた取組を実施する。

- ・【26-1】滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議を 2 回以上開催し、地域の教育課題を整理する。また、同会議の下に設けた専門委員会が中心となり教育課題の解決に向けた調査研究を基に、引き続き提言をまとめる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【27】国際センターにおける国際的な教育研究、留学に関する学生支援及び地域の国際的な活動への支援等を充実させるための組織整備を進める。また、大学の重点研究領域を中心として国際的な教育研究拠点を形成するため、共同研究プロジェクトを促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【27-1】国際戦略委員会において、本学の国際戦略方針や活動計画の策定、国際交流協定締結等を審議し、グローバル化を進める。

【28】海外協定校を東アジア・太平洋地域だけでなく、その他の地域にも広げ、平成33年度までに合計30校以上に拡充させる。また県内大学とも連携・共同し、これまで以上に国際交流活動と国際理解プログラムを多面的に実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【28-1】国際交流を充実するため、ヨーロッパ等の大学・機関との教育・研究交流の協定校を拡充するとともに、これに伴う国際交流活動の推進や海外研修プログラムの拡充に取り組む。
- ・【28-2】県内大学と連携し、国際理解プログラムや語学教育の充実に向けた検討を進める。また、教育学研究科高度教職実践専攻の大学院生を対象として、海外の初等中等教育事情を体験的に学ぶための研修制度を開始する。

【29】大学教育を国際化し、それを地域の課題解決に活かすため、これまでに開発した海外協定校との連携教育プログラム等を基盤として、地域課題型PBLや英語による授業、多様な海外研修プログラムなどを活用したグローバル人材育成コース等の取組を進める。また、小・中・高等学校の教員となる学生の英語力向上と実践的指導力強化のためのカリキュラムを開発し、実施する。さらに、連携協力校と共同して地域の児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力の向上のためのプロジェクトを実施する。

- ・【29-1】グローバル化に対応した教育プログラム拡充のため、多様な海外研修プログラムの充実策について引き続き検討する。また、経済学部においては、グローバル人材育成コースを発展させた「共創グローバル人材プログラム」を開始する。さらに、英語による授業を拡充する。
- ・【29-2】小学校英語の教科化に対応して、小・中・高等学校の教員をめざす教育学部学生の英語力向上と実践的な英語指導力強化のためのカリキュラムを開発し運用する。また、地域のグローバル化に教育学部が貢献するため、県内の連携協力校と共同して、児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力向上を図る英語教育支援プロジェクトを引き続き実施する。

【30】海外留学をめざす学生や海外からの留学生に対する支援体制をさらに充実させることによって、平成 33 年度までに長期・短期の海外留学生・研修生数を学部学生入学定員の 20%以上に、また学部・大学院の外国人留学生数を平成 27 年度比 50%増に引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【30-1】海外からの留学生に対する英語による相談体制の整備を進める。さらに、経済学部においては、平成 29 年度から実施する新カリキュラムにおいて、海外留学を目指す学生や海外からの留学生のニーズに対応した改善を行う。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【31】本学の特色である環境教育、滋賀県教育委員会との協力によるコアサイエンスティーチャー事業及び情報活用教育に関する研究成果を発展させ、実践に基づいた環境教育、理数教育、情報活用能力の育成に関する研究を行うとともに、小学校英語教育の教育方法の研究等の先導的な教育課題に取り組む。平成 27 年度に教育学部に新設した環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻をはじめとして、学部と連携・協力して、教育研究活動を推進するとともに、その成果を地域に公開し、教員養成カリキュラムに反映させる。さらに、第 2 期中期目標期間までのリスク管理の取組に関する実績を踏まえて、学校安全教育等、先導的・実験的な教育研究の実践を教育委員会や自治体と連携して進め、大学の学生支援等に活かす。

- ・【31-1】附属学校と学部とが連携協力して研究する体制を整え、本学の特色となる実践に基づいた研究を推進する。特に、ICT活用、幼小連携・小中連携等の課題研究を引き続き推進する。
- ・【31-2】附属学校において、教育委員会や自治体と連携して、防災対策・安全対策を中心とする学校安全教育に関する実験的な研究を推進する。

【32】実践的指導力を身に付けるために、1 年次から 4 年次にかけて、段階的に計画・実施されている教育実習・教育体験に組織的に協力する。また、地域の公立学校で実施している教育実習と附属学校での教育実習の協力体制を、第 2 期中期目標期間までの実績を踏まえつつ強化し、多様な児童生徒に対する実践的な教育実習を進める。さらに、平成 29 年度に設置する高度教職実践専攻（教職大学院）の学生の教育実習を、公立学校での実施に加えて、附属学校において実務家教員と附属学校教員とが連携して行うことにより、より質の高い実践的なものとする。

- ・【32-1】教育実習に対する学生支援システムの効果や地域の公立学校での教育実習の成果を踏まえ、学部や教職大学院における地域及び附属学校での教育実習をより効果的に実施するための体制づくりに着手する。

【33】 附属学校の通常学級に在籍している、配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援（教育相談）を学部教員と特別支援学校教員が協力して行うとともに、同様の支援を附属学校立地地域の公立小中学校に対しても教育委員会等と連携して実施し、特別支援の取組の地域還元を進める。

- ・【33-1】 附属学校の通常学級で配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援（教育相談）を、引き続き学部教員と特別支援学校教員が協力して行う。また、教育委員会と連携して地域の公立小・中学校における特別支援の取組を支援・推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【34】 高等教育への社会的要請に応え、多様な形で地域社会の発展に貢献するため、学長と教授会の役割を明確にした学内規程に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色などが十分に生かされているかを総点検し必要な改善を行う。

- ・【34-1】 学長のリーダーシップの下、新たに設置した大学戦略IR室を中心として、本学の強み及び特色が地域や社会で生かされている状況について総点検を進めつつ、必要な改善を行う。

【35】 本学の将来構想の達成のため、学長裁量経費を確保し、学長のリーダーシップの下、機能強化に資する事業に重点配分を行う等、限られた学内資源の再配分を戦略的・効率的に進める。

- ・【35-1】 平成29年度の予算編成において優先的に学長裁量経費（112百万円以上）を確保し、学長は本学の機能強化に資する事業に重点的に配分する。その際、前年度実施の学長裁量経費関連事業の検証結果を考慮する。

【36】 教育組織の再編改革や研究の重点領域の編成に機動的かつ柔軟に対応するために、教員組織を教育組織と分離し、全学的な視点で教員配置及び教員人事を行う。

- ・【36-1】 教教分離の導入に伴い、教員組織である学系に教員を所属させ、教育組織では専任配置のほか学内兼務制度の活用による配置を行う。また、全学人事委員会の下、教員人事計画に基づき、全学的視点での人事管理を行う。

【37】経営協議会、外部有識者会議及び教育学部と滋賀県教育委員会との地域教育連携推進会議等において、大学全体または部局に対する地域社会も含めた外部からの意見を求め、適切かつ迅速に法人運営に反映させる。その結果を、経営協議会及び教育研究評議会に報告する。また、様々な会議等が出された意見や監査結果等については、教職員に周知徹底し、個々の改善に役立てる。加えて、データサイエンス学部では、当該分野を先導する研究者で構成される外部アドバイザーボードに評価や意見を求め、データサイエンス教育研究拠点の形成に反映させる。さらに、学内外のデータを収集・整理・分析した結果を大学の意思決定や教育研究支援に活用し、データの公開を進める I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動を推進する。

- ・【37-1】各種会議等における学外者からの意見等を踏まえ、必要な見直し等を継続して行い、法人運営に反映させる。また、各種会議等での意見や監査結果等が、個々の業務改善にも役立てられるよう、教授会や事務連絡協議会等で教職員に周知徹底する。
- ・【37-2】大学戦略 I R室において、I R活動方針及び活動計画に基づき、学内外のデータを収集・整理・分析し、特に教学分野を重点的に行う。

【38】優秀な教員を獲得し教育研究の活性化を図るため、年俸制やクロスアポイントメント制度等多様な人事・給与制度の活用を促進する。また、年俸制適用教員の割合を 10%までに高める。

- ・【38-1】年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教員制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保する。また、年俸制適用者の業績評価制度の運用を開始する。

【39】大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度について、平成 28 年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により実効性を高める。また、事務系職員個人評価制度についても、被評価者及び評価者研修を毎年実施し、必要な改善見直しを図りつつ、制度を効果的に活用する。さらに、教員及び事務職員の個人評価の結果を処遇に反映させる仕組みを改善する。

- ・【39-1】改訂した「滋賀大学教員評価制度の指針」に基づき、教員情報管理システムの活用による教員個人評価を実施するとともに、教教分離に対応した同システムの改修を行う。また、教員の個人評価結果を処遇に反映させる仕組みの改善に向けて引き続き検討する。
- ・【39-2】事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、見直した評価制度により評価を実施する。

【40】優秀な人材を確保するため、女性・若手・外国人教員の採用を拡大する。特に、役員1人以上及び管理職3人以上の女性を登用するとともに、データサイエンス学部においては若手教員を積極的に採用する。また、教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の確保や養成を行うため、キャリアパス制度（給与、評価、研修体系等）を整備し、キャリアコースを複線化する。

- ・【40-1】女性の役員1人、女性の管理職3人以上の登用を継続する。また、データサイエンス学系において、若手教員を積極的に採用する。
- ・【40-2】教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の採用、配置、養成のあり方についての基本方針を策定する。

【41】本学における業務運営、機能強化や教育研究を将来構想に基づいて適切に実施するため、監事が出席できる会議を拡大する等により監査範囲を広げるとともに、監査活動を支援する職員を増やす等のサポート体制を充実させることで監事の果たす役割を強化し、内部統制をより有効にする。

- ・【41-1】監事の監査活動を支援する職員の臨時的増員を引き続き確保するとともに、支援を強化し監査体制を充実させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】平成29年度にデータサイエンス学部を、平成33年度までにデータサイエンス研究科（仮称）を設置し、世界で競える国内で唯一のデータサイエンス領域の教育研究の拠点を形成する。併せて、同一キャンパスにある経済学部とデータサイエンス学部の密接な連携により、文理融合型で、地域の視点とグローバルな視野を兼備する教育システムを導入する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【42-1】平成29年4月にデータサイエンス学部を設置するとともに、データサイエンス研究科（仮称）の早期設置申請に向けた準備を進める。また、データサイエンス学部との連携により、経済学部「政策－ビジネス革新創出人材プログラム」の導入及び経済学研究科プロフェッショナルコースに「データサイエンスモデル」を提示し、多様な人材養成を目指す。

【43】教育学研究科を再編し、実践的教員養成機能を強化するとともに、平成29年度に高度教職実践専攻（教職大学院）を新専攻として設置し、地域の中核を担い将来の管理職として活躍できる人材、及び質の高い授業づくり・学級づくりができる教員を養成する。また、教育学部については、滋賀県の教員採用数の動向を踏まえて、組織の見直しを行う。

- ・【43-1】教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）を開設し、地域教育の中核を担うことの

できる管理職候補及び高度な授業実践力や教育課題解決力を有する教員を養成する。また、既設の修士課程の組織を再編する。

- ・【43-2】滋賀県の教員採用状況等を踏まえながら、本学の教員採用状況を分析し、解決すべき課題や教育学部入学定員の適正規模等について検討する。

【44】社会人の学び直し対応機能と地域イノベティブな人材育成機能を強化するために、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾及びビジネスイノベーションスクールについて、毎年、成果と課題を確認しながら内容を充実させるとともに、これらの取組を基礎に社会人の学び直し需要に対応できるように大学院教育組織を再編する。

- ・【44-1】社会人学び直し関連プログラムの成果と課題を検証するとともに、必要に応じ充実・改善させる。また、社会人の高度なスキルアップのための学び直し需要に対応し、大学院教育組織の再編に向けた検討を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】事務業務の効率化プロジェクトチームを中心に不断の事務業務の効率化・合理化を進めるとともに、研修等を通して事務職員の意識改革及び能力開発を推進することにより、幹部職員としてのマネジメント能力を備え、組織運営を担える人材を育成する。また、データサイエンス学部の設置等の教育研究組織の再編に伴う新たな業務等への対応の検討のための作業部会を設置し、柔軟かつ機動的に事務組織を編制するとともに、適切な人事配置を行う。また、毎年、役員及び部局長等が、事務組織及び事務職員配置のあり方について意見交換する。

- ・【45-1】事務業務の効率化・合理化等に関する取組計画を着実に実施するとともに、業務マニュアル及び事務提要进行を改訂する。
- ・【45-2】事務職員の資質向上のため、各種研修等を実施するほか、他機関等主催の研修に職員を積極的に参加させる。また、他大学との共催・連携等により研修の効率化を進める。
- ・【45-3】データサイエンス学部設置等に伴い事務組織を再編するとともに、事務組織間の連携を強化する。また、事務組織及び事務職員配置のあり方について、役員及び部局長等による意見交換を継続的に行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】安定した大学運営と教育研究の質等の向上のため、科研費（平成 27 年度比 20%増）等の外部資金の獲得や「滋賀大学教育研究支援基金」をはじめとする寄附金の受け入れなど、自己収入の増加に向けた全学的な体制を整備し、有効な取組を推進する。

- ・【46-1】研究推進機構において、研究助成制度の改善状況を検証し、その結果をもとに科研費等の外部資金を獲得するための方策を検討する。
- ・【46-2】寄附金の受け入れ額の増加方策を検討するとともに、基金室を中心に寄附金や寄附講座の獲得のための活動を積極的に展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【47】学長のリーダーシップの下、計画的な人件費管理を推進し、全学的な人事管理と大学の戦略に基づく人員配置を行う。

- ・【47-1】人件費変動要因の発生に対応した計画的な人件費管理と戦略的な人員配置を行う。

【48】部局事業を含む物件費に係る執行について、検証及び効果的・効率的な見直し等を行い、資源の再配分に寄与する。また、他大学との共同調達の件数を 2 倍に増加させ、競争性の観点から随意契約の契約方法の見直しを実施するとともに、教職員のコスト意識改革を推進する。

- ・【48-1】物件費の執行状況を検証し経費抑制策を検討するとともに、共同調達の件数増加に向けて他大学等と交渉する。また、契約手続きの見直しに対応し、競争性の確保に関する方針を定める。さらに、教職員にコスト意識を持たせるための啓発資料を作成・配布する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【49】施設の適切な維持保全のため、毎年施設の老朽化等調査を実施し、施設マネジメント部会において適正な評価を行い、計画的に内外装改修などの老朽化対策等を実施する。

- ・【49-1】施設の適切な維持保全のため、施設マネジメント委員会において施設の老朽化等調査の結果を評価し、優先度に応じて対策等を実施する。

【50】資金は、金融リスクに備え、学内の専門家の意見を十分踏まえるとともに、資金運用担当者を研修等に参加させ、能力開発を行うことで適正かつ安全に運用することとし、運用額（年間延べ額）は平成 27 年度比 5%増とする。

- ・【50-1】研修等により運用担当者の能力開発を行うとともに、学内の専門家の意見を得て、適正かつ安全に資金を運用する。また、運用額（年間延べ額）は27年度比5%増とする。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【51】大学運営の改善充実及び機能強化の促進のため、大学の強みや特色を見いだし、社会や地域への貢献度を把握する等の観点から毎年自己評価を着実に実施し、第3期中期目標期間半ばに外部評価も行う。また、大学を支える関係者に向けた自己点検評価報告会が効果的となるよう運営を改善するとともに、その結果を広く一般にも情報提供し、大学運営に適切に反映する。さらに、大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度を平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により充実させ、事務系職員個人評価制度も必要な改善・見直しを行い、制度を効果的に活用する。

- ・【51-1】大学運営の改善・充実のため、自己点検評価報告会、同窓会及び後援会との意見交換会等を開催するとともに、教育学部及び経済学部において外部評価に向けたロードマップを策定する。また、平成27年度大学機関別認証評価結果を基に、前年度に整理した改善事項に対するフォローアップを行う。
- ・【51-2】教教分離に伴う教員活動に対する学内兼務活動評価を教員個人評価制度に導入するとともに、改訂した「滋賀大学教員評価制度の指針」に基づいて教員情報管理システムを改修する。また、事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修の実施等により、制度を効果的に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【52】第2期中期目標期間で確立した広報部会・広報室体制に、より強力なモニタリング機能、編集機能、大学ポートレート活用機能が加わる仕組みを構築し、地域の本学支援者や学生ボランティアとも連携しつつ、広聴・広報活動を展開する。その際、本学教員の社会貢献可能分野を掲載した「シーズ集」の改良や、教員情報管理システムの活用とも連動させる。

- ・【52-1】本学の広報戦略を策定し、効果的な広聴・広報活動等を実施する。また、大学及び部局のウェブサイトの内容・デザインを改善する。
- ・【52-2】教員の社会貢献活動を推進するため、個々の教員が活動可能な分野を掲載した「シーズ集」の内容、デザイン及び使いやすさ等を改善する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【53】組織見直し等の大学改革に適切かつ迅速に対応するため、施設マネジメントの実施方策に係るPDCAサイクルを確立し、国の財政措置の状況を踏まえ、毎年の施設整備マスタープランの点検・評価及び必要な見直しにより施設整備を行う。また、防災機能の強化及びバリアフリー化の推進により、学生・教職員の安全を向上させ、地域における防災拠点として貢献する。

- ・【53-1】施設整備マスタープラン及びライフライン改修年次計画の必要な見直しを行うとともに、インフラ長寿命化計画（個別計画）の策定に向けて検討する。また、学内のバリアフリー化を計画的に実施する。

【54】毎年、講義室や会議室等の利用状況調査を行い、全学的な観点から非効率的なスペースを効果的・効率的なスペースとして活用する。このうち、講義室については、アクティブ・ラーニングや社会人教育の推進等により、年間稼働率を平成27年度比5%増とする。

- ・【54-1】講義室や会議室等の利用状況調査を行い、稼働率が低い部屋の効果的な活用方策を引き続き検討する。

【55】CO₂排出量の削減に資するため、LED灯の増設（照明面積を平成27年度保有面積に対する5%増）や太陽光外灯の設置等の省エネルギー対策を実施する。また、学生・教職員の環境意識を高める取組を行うとともに、ポスターや学内ホームページ等による環境や省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

- ・【55-1】LED灯の増設等による省エネルギー対策を計画的に実施する。また、環境報告書の作成・公表及び省エネルギーに関するポスターの作成やホームページの活用など、学生・教職員に対する環境・省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】リスク管理体制を充実させるため、毎年「リスク管理ガイドライン」や「リスク管理基本マニュアル」を点検し、必要な見直しを行うとともに、「リスク事象別個別マニュアル」を整備する。また、大規模災害等の発生に備え、関係部局、委員会等の実質的な連携体制の強化及び定期的訓練の実施により学生・教職員の有事の際の対応に関する理解向上を推進する。さらに、附属学校における安全教育の実践を大学全体にも役立たせていく。

- ・【56-1】リスク管理ガイドラインやリスク管理基本マニュアルを点検し、必要な見直しを継続的に行うとともに、リスク事象別個別マニュアルを優先度の高いものから順次作成・整備する。

また、大規模災害に備え、地域・自治体と連携した訓練の実施等について検討する。さらに、大学関係者と附属学校との間で、安全教育に関する意見交換会を開催する。

【57】 学生・教職員の海外渡航の安全確保のために、海外安全情報の迅速な提供と啓発を行う。また、毒物・劇物の適切な管理・使用を推進するために、その管理状況について定期的に点検し、使用者の管理意識を徹底する。さらに、P C B廃棄物（安定器等）について、計画的に処理する。

- ・【57-1】 学生・教職員の海外渡航の安全確保のため、情報提供及び啓発活動を行う。
- ・【57-2】 毒物・劇物等の使用及び管理状況の調査並びに改善措置事項のフォローアップを実施する。また、管理マニュアルを見直し、毒物・劇物等を適切に管理する。さらに、P C B廃棄物（安定器等）について、適切に処理する。

【58】 学生・教職員の健康意識を向上させるために健康に関する講演会、セミナー等を開催するとともに、個別の健康相談やカウンセリングを通じて、心身の健康の維持・増進を支援する。また、教職員のストレスチェックの実施及び事後措置等の体制を整備する。

- ・【58-1】 学生・教職員の定期健康診断の受診率を高める方策を実施するとともに、講演会・セミナー等を通じて健康情報を発信する。また、健康診断の事後措置、健康相談及びカウンセリングを通じて、健康の維持・増進を支援する。さらに、法律に基づく教職員のストレスチェック及び事後措置を実施する。

【59】 設備と運営の両面における情報システムの高度化を推進するため、他大学をはじめ関連機関とも連携しつつ、統合情報基盤の定期的検証と課題検出・緊急度分析を行うとともに、運営を担う人材育成体制を整備する。

- ・【59-1】 情報機構の下で把握した本学の情報システムに関する課題及び改善策を踏まえ、次期統合情報基盤の仕様を策定する。また、本学の効果的な統合情報基盤の管理運営体制を確立するため、他大学の体制及び担当者の育成方法を調査する。

【60】 情報セキュリティ管理に関する学生・教職員の意識・知識・技術の向上を図るため、各部署情報セキュリティ担当者の連携を強化し、各種調査により現状を認識するとともに、疑似体験型訓練や講習会等による啓発活動を強化し、これらの活動への参加歴を把握する体制を導入する。また、情報セキュリティにかかわる緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するための全学体制を改善する。

- ・【60-1】 情報セキュリティ強化のため、情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の見直し、情報セキュリティ教育・訓練や啓発活動の実施及びプライベート I P アドレス制への移行を検討する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【61】コンプライアンス体制及び倫理教育を強化・充実させるため、関係規程等を整備、見直しする。また、法令遵守及び研究倫理等に関する研究倫理セミナーの年2回実施やe-learning教材の利用により、全教職員の法令遵守、倫理意識を向上させる。

- ・【61-1】研究者の倫理意識に関するモニタリングを実施するとともに、年2回の研究倫理セミナーやe-learning教材等を活用し、教職員及び学生に対する研究倫理等に関する教育・啓発活動を行う。

【62】研究費等を適正に執行するため、経理事務に関し、教職員向けQ&A等の内容の充実、事務職員に対する研修会の年2回以上の実施、事務処理マニュアル等の見直しを行うとともに、教職員及び関係業者に対し、適正な経費執行について周知徹底する。

- ・【62-1】経理・研究事務担当者に対する経理事務研修会を年2回以上実施するとともに、教職員向けの経理事務に関するQ&A等の内容の充実、事務処理マニュアル等の見直しを行い、研究費等を適正に執行する。併せて、関係業者に対し、本学と公正な取引を行うよう周知する。

【63】監事監査、内部監査及び会計監査人監査の監査結果で指摘された業務の改善、是正等に係るその後の措置状況についてのフォローアップを徹底する。また、監査結果の指摘事項やその後の措置内容について教職員に公表し、役員及び教職員が適正な法人運営に関する意識を共有する。

- ・【63-1】平成27事業年度において、監事監査、内部監査及び会計監査人監査で指摘された業務の改善、是正等に係る事項のその後の措置状況についてフォローアップを実施し、未実施の事項について改善等の措置を講じる。また、平成28事業年度に係る監査結果で指摘された事項及びその後の措置内容については、必要な対応策を検討するとともに、教授会、事務連絡協議会やウェブサイト等において教職員に周知徹底する。

【64】ハラスメント防止と排除を推進するため、平成26年度に全面改正した「ハラスメントの防止及び排除に関する規程」を踏まえて、教職員及び学生に対する研修事業を年2回以上実施する等の啓発活動に取り組みとともに、ハラスメントに関する相談窓口の設置を周知徹底するなど相談体制を強化する。

- ・【64-1】学内のハラスメント行為の防止のため、教職員及び学生に対する研修を年2回以上実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口の設置についてウェブサイト等を活用し周知徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

750,501千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

計画はなし

2 重要な財産を担保に供する計画

計画はなし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
・教育研究の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(彦根) 総合研究棟改修(経済学系)	総額 405	施設整備費補助金 (386)
・(石山) 総合研究棟改修(環境総合研究センター)		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (19)
・小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 教教分離の導入に伴い、教員組織である学系に教員を所属させ、教育組織では専任配置のほか学内兼務制度の活用による配置を行う。また、全学人事委員会の下、教員人事計画に基づき、全学的視点での人事管理を行う。
- 年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教員制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保する。また、年俸制適用者の業績評価制度の運用を開始する。
- 改訂した「滋賀大学教員評価制度の指針」に基づき、教員情報管理システムの活用による教員個人評価を実施するとともに、教教分離に対応した同システムの改修を行う。また、教員の個人評価結果を処遇に反映させる仕組みの改善に向けて引き続き検討する。
- 事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、見直した評価制度により評価を実施する。
- 女性の役員1人、女性の管理職3人以上の登用を継続する。また、データサイエンス学系において、若手教員を積極的に採用する。
- 教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の採用、配置、養成のあり方についての基本方針を策定する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 386人

また、任期付職員数の見込みを4人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 4,020百万円(退職手当は除く。)

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,175
施設整備費補助金	386
補助金等収入	101
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	19
自己収入	2,113
授業料及び入学料検定料収入	2,067
雑収入	46
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	124
引当金取崩	0
計	5,918
支出	
業務費	5,288
教育研究経費	5,288
施設整備費	405
補助金等	101
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	124
計	5,918

[人件費の見積り]

期間中総額 4,020百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,796
業務費	5,356
教育研究経費	978
受託研究費等	59
役員人件費	87
教員人件費	3,221
職員人件費	1,011
一般管理費	249
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	190
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	5,796
運営費交付金収益	3,175
授業料収益	1,873
入学金収益	267
検定料収益	75
受託研究等収益	59
補助金等収益	100
寄附金収益	36
財務収益	0
雑益	78
施設費収益	6
資産見返運営費交付金等戻入	74
資産見返補助金等戻入	46
資産見返寄附金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,288
業務活動による支出	5,395
投資活動による支出	2,263
財務活動による支出	65
翌年度への繰越金	565
資金収入	8,288
業務活動による収入	5,513
運営費交付金による収入	3,175
授業料・入学金及び検定料による収入	2,067
受託研究等収入	91
補助金等収入	101
寄附金収入	33
その他の収入	46
投資活動による収入	2,350
施設費による収入	405
その他の収入	1,945
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	425

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程 （うち教員養成に係る分野） 環境教育課程（H27 募集停止）	930人 930人 20人
経済学部	経済学科 （うち昼間主コース 夜間主コース） ファイナンス学科 （うち昼間主コース 夜間主コース） 企業経営学科 （うち昼間主コース 夜間主コース） 会計情報学科 （うち昼間主コース 夜間主コース） 情報管理学科（H29 募集停止） （うち昼間主コース 夜間主コース） 社会システム学科 （うち昼間主コース 夜間主コース）	736人 698人 38人 274人 241人 33人 357人 323人 34人 254人 221人 33人 207人 183人 24人 322人 284人 38人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	100人
教育学研究科	学校教育専攻 （うち修士課程） 障害児教育専攻（H29 募集停止） （うち修士課程） 教科教育専攻（H29 募集停止） （うち修士課程） 高度教職実践専攻 （うち専門職学位課程）	63人 63人 5人 5人 42人 42人 20人 20人
経済学研究科	経済学専攻 （うち博士前期課程） 経営学専攻 （うち博士前期課程） グローバル・ファイナンス専攻 （うち博士前期課程） 経済経営リスク専攻 （うち博士後期課程）	36人 36人 36人 12人 12人 18人 18人
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30人
附属幼稚園		160人 学級数 5
附属小学校		630人 学級数 18
附属中学校		360人 学級数 9
附属特別支援学校		60人 学級数 9 （うち小学部 18人 学級数 3） （ 中学部 18人 学級数 3） （ 高等部 24人 学級数 3）